

一市二制度の状況

資料 1

Code	所管 局 課	事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
1	環境局 北部環境事業推進センター	資源ごみ収集事業	資源ごみの行政回収の品目は、 缶・びん・ペットボトル・発砲トレイ・古紙・繊維・金属の7品目 である。	資源ごみの行政回収の品目は、 缶・びんの2品目 である。ペットボトルについては、拠点回収となっており、行政回収は実施していない。(平成21年9月末まで)	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	・旧堺市において、H21年10月から、資源ごみの行政回収の品目を缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属と拡大し、美原区の品目と同程度になることから、H22年度から分別拡大後の制度に統合する。 ・なお、発砲トレイは、プラスチック製容器包装であることから、その中で収集することとする。 ・また、金属のうち、概ね30cmまでの小型のものについては、月1回の小型金属収集において回収する。 ・30cmを超える大型金属については、粗大ごみ収集に申し込み、適宜回収する。 ・繊維については、行政回収を廃止し、集団回収または生活ごみにおいて収集する。
2	環境局 進北七部環境事業推進センター	等価環境交付回収美化制度奨励金	地域で自主的に行われている有価物の集団回収に対し、報償金を交付。 報償金は 1kgにつき5円 。 地域が実施する かん・びん回収ボックス 管理に対し、 ボックス1個当たり65円 の報償金を交付。	地域で自主的に行われている有価物の集団回収に対し、報償金を交付。 報償金は 1kgにつき4円 。	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	・集団回収報償金については、旧堺市では現行単価の下、古紙等の資源化が図られているため、H22年度から、報償金を1kgにつき4円の旧堺市の単価に統一する。 ・缶・びん回収ボックスの維持管理にかかる報償金については、美原区の収集をステーション収集から、各家庭の前までごみを回収に行く戸別収集との混合収集に移行するため、地域でのボックス維持管理が不要となることから、廃止する。
3	環境局 室循環型社会推進	無償生活補助金	一般家庭で生ごみ処理機を購入する世帯に対し、購入金額の2分の1(50,000円を上限)を補助。	実施していない	当面は美原町制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	・旧堺市では、環境負荷の観点から、電気式の生ごみ処理機より、ダンボールを使った「生ごみさん」を推奨していること等を踏まえ、平成21年度末で当該事業を廃止する。
4	環境局 環境事業管理課	ごみ収集事業	家庭ごみは、「もえるごみ・生ごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」の2区分。 生活ごみ：シール制(一定量以上有料) 超過分 もえるごみ30リットル袋1個50円、45リットル袋1個100円 粗大ごみ：シール&ステーション制(一定量以上有料) 超過分 1点又は45リットル袋相当分1個500円	家庭ごみは、「生活ごみ」「粗大ごみ」の2区分。 生活ごみ：無料 粗大ごみ：申込&戸別収集制(有料) 品目に応じ1個400円から2,000円。	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	・平成21年度末をもって一部事務組合から脱退することから、制度を統合する。 ・生活ごみについては、シール制及び一定量以上を有料とする超過重量制を廃止し、無料とする。 ・粗大ごみについては、シール制及び配布した無料シールを超える分については有料とする制度を廃止し、申込を要し、1個めから有料となる旧堺市の制度に統合する。合わせて、ステーション収集から、各家庭まで粗大ごみを回収する戸別収集に移行する。 ・なお、既に配布した無料シールについては、一定期間使用できる経過措置を設ける。
5	環境局 進北七部環境事業推進センター	（塵芥的処理手数料）	臨時的な処理 軽トラック1台につき5,000円(家庭ごみ) ・市民が市に申し込み、職員の事前確認時に手数料徴収、後に委託業者が回収	臨時的な処理 1t又は2㎡につき8,800円又は12,200円(家庭ごみ) ・市民が市に申し込み、委託業者が収集時に手数料徴収	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	・一部事務組合から脱退すること、脱退後は本市清掃工場に搬入することから、手数料額を旧堺市と同額とする。 ・申込方法、徴収方法についても、本市制度に統一する。

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
6	環境局	環境事業管理課	し尿処理手数料	<p>普通1人1月120円 無臭1人1月200円</p> <p>簡易水洗1人1月400円 従量制100リットルまで700円、超過分は50リットルにつき350円加算</p> <p>臨時収集 1回1,500円 100リットルまで700円、超過分は50リットルにつき350円加算</p> <p>水洗化最終汲み取り5,000円</p>	<p>普通1人1月240円 無臭1人1月240円 + 1便層1月360円</p> <p>簡易水洗1人1月620円 従量制30リットル毎180円</p> <p>臨時収集 1回1,200円 300リットルまで1,800円</p> <p>水洗化最終汲み取り無料</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。</p>	<p>・美原区域のし尿収集対象世帯が負担するし尿処理手数料については、旧堺市におけるし尿収集世帯が負担する手数料と比較すると1.55倍から3倍の較差があることから、平成21年度まで一市二制度を存続させることにより、美原区域し尿収集世帯への負担緩和を採るが、手数料体系(定額制・従量制・臨時収集)から鑑みて一概に負担増になるとは言い難い面もあることから、市民への理解を求めながら平成22年度から旧堺市の料金に統一を図る。</p> <p>また、納付方法についても現行し尿くみ取り券制度から旧堺市と同様に納付書による納付制へ変更するが、地域住民の利便性を考慮し、コンビニエンスストアからも納付できるように納付場所の拡充を図る。</p> <p>定額制(一般家庭のトイレの定期収集が対象) 普通便槽:1人月額120円から240円(H21約330世帯) 無臭便槽:1人月額200円から240円、便槽1基に付き360円加算。(H21約280世帯) 簡易水洗:1人月額400円から620円(H21約800世帯) 従量制(不特定多数の人が利用するトイレの定期収集が対象) 「100 まで700円」から「30 ごとに180円」 臨時収集(仮設トイレの収集等、収集依頼によって作業を行うもの) 基本手数料1作業当たり1,500円から1,200円 従量手数料「100 まで700円」から「300 ごと1,800円」を加算。 水洗化最終くみ取りは、1作業当たり5,000円から無料。</p>
7	健康福祉局	医療対策課	予防接種事業	<p>【実施種別】 集団接種：ポリオ、3種(2種)混合、風しん、日本脳炎 個別接種：麻しん(通年)、インフルエンザ(特定の期間中)</p> <p>【実施場所】 集団接種：美原保健センター・美原区内小学校 個別接種：市内実施協力医療機関(堺市医師会会員、大阪府医師会予防接種センター(インフルエンザ予防接種は老人福祉施設、老人保健施設等でも実施)) 【自己負担金】インフルエンザ予防接種以外は無料。インフルエンザ予防接種は自己負担金1,000円。ただし、対象者のうち生活保護世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者等は、保健センターに申請し、無料受診券の発行を受けると自己負担金は免除。</p>	<p>【実施種別】 集団接種：ポリオ 個別接種：3種(2種)混合、麻しん、風しん、日本脳炎、インフルエンザ(特定の期間中)</p> <p>【実施場所】 集団接種：保健センター 個別接種：市内実施協力医療機関(堺市医師会会員)、大阪府医師会予防接種センター(インフルエンザ予防接種は老人福祉施設、老人保健施設等でも実施)) 【自己負担金】インフルエンザ予防接種以外は無料。インフルエンザ予防接種は自己負担金1,000円。ただし、対象者のうち生活保護世帯に属する者、市民税非課税世帯に属する者等は、保健センターに申請し、無料受診券の発行を受けると自己負担金は免除。</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>	<p>2種混合、3種混合、日本脳炎(現在中止中)の予防接種の接種方法について、旧堺市区域では個別接種、旧美原区域では集団接種としており、当初の方針どおり個別接種への移行が望ましい。2種混合の接種対象者は小学6年、3種混合は3～90未満で移行の際には、個別接種できる医療機関のお知らせ等周知に努める。 ただし、平成22年度には、接種中断後5年が経過する日本脳炎予防接種の積極的接種勧奨再開が予想されるが、美原区内の小児科医不足の状況において、現実的に個々の医療機関で対応出来るかについて引き続き検討を要する。</p>
8	健康福祉局	医療対策課	結核検診	<p>X線間接撮影：検診料無料。個別と集団。回数は年7回。 要精密検査者に対しては、結核予防会診療所か大阪府立羽曳野病院の受診を勧奨する。 実施場所：みはら健康推進センター。 委託先：(財)結核予防会。</p>	<p>市民検診による胸部エックス線検診：検診料は無料。集団のみ。 要精密検査者に対しては、契約医療機関にて精密検査を受診するよう無料受診券を発行している。 実施場所：地域会場(学校、公民館、保健センター等)。 委託先：学校等地域会場。検診は結核予防会大阪府支部。 契約医療機関：堺市医師会会員の医療機関。国立療養所近畿中央病院、大阪府立身体障害者福祉センター、大阪府立羽曳野病院。</p>	<p>当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。</p>	<p>当面5年を目標に旧美原町区域で実施している個別医療機関での検診を整理し集団に統一する。(対象者40歳以上で年1回) 旧美原区域で実施している結核の個別検診については、市民検診への統一を目指し堺市医師会と接触中であるが、当面は現行制度となる。</p> <p>旧美原町域では、住民基本健康診査の一環として個別医療機関で胸部エックス線検査を実施してきたものであるが、すでに住民基本健康診査制度が廃止されていること、及び合併後5年度の経過措置期間が終了することを踏まえ、平成21年度末で当該事業を廃止する。</p>

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
9	健康福祉局	健康増進課	住民基本健康診査	対象者：15歳から39歳 自己負担金：無料 実施方法：美原保健センターにおいて集団方式で実施。	15歳～39歳については実施していない	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	国は健診制度の基本となる法律を改正し、対象を40歳以上74歳までの医療保険被保険者に限定した新しい健診制度である特定健診等の実施を医療保険者の義務とした。15歳から39歳に関しては、合併の際に以前の制度での取り扱いが1市2制度として残ったものであり、健診制度の新しい基本法である高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて取り扱うことが適切であるとともに、受診者が少数となっていることから、平成22年度以降は堺市制度に統一し、住民健康診査事業は廃止する。
10	健康福祉局	健康増進課	各種検診	胃がん：35歳～、無料、集団 子宮がん：20歳～(偶数年)、無料、個別&集団 肺がん：40歳～、無料、集団 乳がん：30歳～(視触診)、40歳～(偶数年)、無料、個別&集団 大腸がん：35歳～、無料(個別のみ300円)、個別&集団 肝炎ウイルス：40歳～、無料、個別	胃がん：40歳～、500円、集団 子宮がん：20歳～(偶数年)、500円、個別 肺がん：40歳～、400円、個別 乳がん：30歳～(視触診)、40歳～(偶数年)、視触診400円マンモ500円、個別 大腸がん：40歳～、300円、個別 肝炎ウイルス40歳～、500円(ただし、現在は国の一時的な措置として無料)、個別 満65歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯等については無料	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	国はそれぞれのがん検診の実施に根拠を示しており、堺市制度が国根拠に沿って実施している状況及び合併協議の5原則などを踏まえ、平成22年度以降は、対象年齢、自己負担金及び実施方法を堺市制度に統一する。但し、子宮がん検診、乳がん検診に関しては、美原区内で実施可能な医療機関が1か所しかないことを鑑みて、区民の利便性が一定確保されるまでの当分の間集団方式を継続する。
11	健康福祉局	障害福祉課	障害者(児)等給付金・難病患者等見舞金	障害者(児)等に対し、給付金を支給し日常生活の向上を促進、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。 給付内容：毎年9月1日を基準日として、障害等級等により40,000～7,000円の範囲で年1回給付金を支給する。 9月1日現在、旧美原町区域に引き続き1年以上在住し、住民登録か外国人登録があり、次のいずれかに該当する者 身体障害者手帳所持者 @2万～7千円 療育手帳所持者 @2万～1万円 特定疾患医療受給者証所持者もしくは特定疾患を証明する診断書を交付された者(小児慢性特定疾患は含まない) @8千円 被爆者健康手帳所持者 @8千円 戦傷病者手帳所持者 @8千円 公立盲・聾・心身障害通学施設等に通学する者 @4万円	平成16年度に廃止	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	H22年度統合予定。 堺市では、(仮称)健康福祉プラザの整備をはじめとした健康福祉施策の再構築の中で、当該給付事業は既に廃止していること、及び合併後5年度の経過措置を置いたことから、H21年度末で当該事業を廃止する。対象者へのお知らせの時期・方法、申請の時期・方法などの点について、「公共料金一部負担軽減措置」と同時期に行っているため、事業廃止にかかる周知等も「公共料金一部負担軽減措置」とあわせて行っていきたい。
12	健康福祉局	健康増進課	成人歯科検診	対象者：40・45・50・55・60・70歳の市民 自己負担金：無料 実施方法：医療機関個別方式 実施内容：歯科検診、唾液潜血反応検査、口腔衛生検査、保健指導 案内方法：対象者全員に、誕生月に受診券(ハガキ)の郵送 委託単価：9,010円	対象者：40・50・60・70歳の市民 自己負担金：500円 実施方法：医療機関個別方式 実施内容：歯科検診、保健指導 案内方法：40・50歳の対象者に、事業案内・「まもろう健康 受けよう健診」(冊子)を郵送 委託単価：5,376円 生活保護世帯、市民税非課税世帯等については無料	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	対象年齢：美原区制度(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、70歳)を基本に考えていく。(歯周疾患においては、早期発見・早期治療が効果的であるという考えから、受診機会を増やしていくことで、より多くの住民に受けていただける制度を考えていく。) 検診内容：国からの通知に準拠している堺市制度を基本に、精査する。また、問診票(問診内容)については、検診内容に応じて、新しい問診票を作成する。(歯周疾患は生活習慣病であり、生活習慣などを聞き取り、予防につなげていくことも考えていく。) 委託単価：堺市制度(5,376円)を基本に、検診内容に応じて、関係医療団体と調整を図る。自己負担金：500円(受益者負担の考えから、一定の負担をお願いする。) 案内方法：成人歯科検診単独の案内(受診券)から、堺市が行っている検診事業としての案内を行う事で、受診勧奨を行う。(制度統一後は、市民に検診に関する情報を効率よく提供することを考えていく) 統合施行予定年度は22年度。(現在、南河内歯科医師会と協議中)

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
13	健康福祉局	地域福祉推進課	措置共料金一部負担軽減	美原区に居住する重度障害者(身障1・2級、知的A・B1)、児童扶養手当/遺族基礎年金受給者、生活保護世帯に係る上下水道使用料の一部を支給する。(障害者は上水道のみ)	実施していない	5年間は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	当該事業と同様の事業は旧堺市では実施していないという状況であったが、合併後急激な変化(不利益)を被ることのないようにという配慮から、他の事業にあわせ、5年間の経過措置期間を置き実施してきたものである。よって、H21年度末で当該事業を廃止する。対象者、市民へのお知らせの時期・方法、申請の時期・方法などの点において、「障害者(児)給付金」と同時期に行っているため、事業廃止にかかる周知等も「障害者(児)給付金」とあわせて行っていきたい。
14	健康福祉局	高齢福祉課	高齢者住宅改造費助成事業	<p>要介護認定(要支援を含む)を受けた被保険者がいる世帯で、その世帯の主たる生計者の前年の所得税額が140,000円以下で、心身の状況により住宅の改造が必要であると認められる者に助成する。</p> <p>生活保護世帯 限度額100万円(10割助成) 非課税世帯 限度額80万円(10割助成) 所得税80,000円以下の世帯 限度額80万円(2/3助成) 所得税80,001円～140,000円の世帯 限度額80万円(1/2助成)</p>	<p>介護保険対象外の高齢者に対する助成は、介護保険給付事業と同様の工事内容であって工事費用を上限20万円まで助成。 介護保険対象の高齢者に対する助成は、介護保険給付対象工事とならない、エレベーター等の工事費用を上限30万円まで助成。 限度額以内で生活保護世帯は全額住民税非課税世帯は2/3本人のみ非課税1/2その他の世帯1/3を助成。</p>	当面はそれぞれの制度を存続する。将来のあり方については新市において調整する。	合併後5年間の経過措置期間が終了するため、堺市制度に統合する。 美原制度の方が給付額が大きく、一見手厚い制度に思えるが、堺制度の方が対象者が広く優れている点も多々ある。主な内容は次のとおり。 ・美原制度は要介護、要支援認定を受けている者に限っているが、堺制度は自立者に対しても助成を認めている。 ・美原制度は所得税が140,001円以上の世帯は対象外だが、堺制度は所得制限はなく課税状況によって助成率を変更している。 ・美原制度は1世帯に1回限りの助成だが、堺制度は上限額に達するまでは何度でも可能で、自立者から要介護者になった場合、要介護度が3段階上がった場合は、上限額がリセットされ再び助成を行うことができ、世帯単位ではなく、個人単位で助成を行っている。
15	健康福祉局	高齢福祉課	給食サービス事業	<p>事業内容：栄養のバランスのとれた食事を調理し、対象者宅へ訪問による定期的な食事の提供及び当該対象者の安否の確認を行う。 対象者：食事を作ることが困難なおおむね65歳以上の独居または高齢者のみの世帯、1・2級の身体障害者手帳所持の独居者 回数：原則として利用者1人あたり毎日(昼食時) 利用者負担額：1食あたり200円 一日あたり配食数：60食 ・委託料 590円/食 ・利用者及び費用負担の決定を除き、事業運営を社会福祉法人に委託 ・65歳以上の高齢者は介護保険特別会計、地域支援事業の任意事業で実績の40.5%が国、20.25%が府、20.25%が市、19%が1号保険料の財源で実施。65歳未満の障害者は一般会計(市単独事業)が財源。</p>	実施していない	当面は美原町の現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	美原区以外では、配食業者の一覧を提供することにより対応しており、これは美原区において給食サービス事業の対象とならない者に対しても同様である。廃止の方向で、委託業者との調整や、利用者の縮小などを進めており、当初の予定どおり、平成21年度末で廃止する。
16	健康福祉局	高齢福祉課	業支援回サ高年齢者家族	徘徊行為がある高齢者の家族等に対し、位置検索専用端末機を貸与し、早期発見と事故防止(安全確保)を図るもの。	実施していない	当面は美原町の現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	介護保険の福祉用具貸与で、認知症老人徘徊感知機器があり、これは認知症の老人の徘徊による危険性を未然に防ぐため、屋外へ出ようとした時、センサーにより感知したり、発信機により探索して、家族などに通報するものである。代替施策は既にあり、当初の予定どおり、平成21年度末で廃止する。なお、平成20年度以降の利用は0件。
17	健康福祉局	高齢福祉課	業移送サービス事	車椅子やストレッチャーを使用しなければ外出が困難な概ね60歳以上の高齢者に対して、移送車両による移送サービスを提供する。	実施していない	当面は美原町の現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	大阪府・大阪市・堺市が助成をし、福祉輸送普及促進モデル事業として、「大阪福祉タクシー総合配車センター」が平成19年12月に開始された。そのため、車椅子やストレッチャーが必要な高齢者等の移送サービス的手段として体制整備されているため、当初の予定どおり、平成21年度末で廃止する。

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
18	健康福祉局	高齢福祉課	訪問理美容サービス	(1)サービス内容：おおむね2ヶ月につき1回の割合で理美容サービスを実施 (2)対象者：ねたきりの状態で家族等の介護を受けているおおむね65歳以上の者、1・2級の身体障害者手帳を所持し、家族の介護のみでは理美容店の利用が困難な者 (3)利用料 生活保護世帯：無料 その他の世帯：1回につき1,000円 年間利用回数：のべ80回(391千円) ・委託料 4,884円/回(市負担額) ・利用者及び費用負担の決定を除き、事業運営を町社会福祉協議会に委託し実施している。 ・美原区役所地域福祉課で申請を受付し、利用券の交付を行う。 ・一般会計(市単独事業)が財源。	実施していない	当面は美原町の現制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	「訪問理・美容実施施設情報提供一覧」を作成し、既に理・美容店に行くことができない者には対応しており、当初の予定どおり、平成21年度末で廃止する。
19	健康福祉局	高齢福祉課	業サ老 人 ジ健 実康 施マ ツ	1年以上、美原町に居住している満65歳以上の高齢者に対し、施術院において、鍼・灸の施術を実施。 利用者負担：1,000円/回 委託先：美原町鍼灸師会	実施していない	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	鍼・灸の施術は、一定の条件で医療保険の適用が認められており、その適用が認められない鍼・灸の施術を市の事業で行うことは好ましくなく、合併後5年間の経過措置期間が終了するため、H21年度末に廃止する。
20	健康福祉局	高齢福祉課	者ね 激た 励き 金り 支老 給人 事見 業舞 金 ・ 介 護	下記の者を対象者とし、見舞金・激励金を支給する。 ねたきり老人見舞金：傷病等により居宅において引続き1年以上臥床している65歳以上の者 支給額 @10,000円 介護者激励金：ねたきり老人を現に主として介護している者 支給額 @30,000円	実施していない	当面は美原町の制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	堺市では既に給付事業は廃止していること、及び合併後5年度の経過措置期間が終了することを踏まえ、H21年度末で当該事業を廃止する。 ・既に合併時(H17)に、おむつ給付金支給事業の増額として、代替措置が講じられている。 ・おむつ給付金支給事業は、要介護3以上のおむつを使用している者やその介護者に対して現金を支給する事業であるが、対象者がねたきり老人又はその介護者であること、現金支給であることが同一である。美原区における合併時のおむつ給付金支給事業の増額は、次のとおり。 (要介護3) 60,000円 108,000円(48,000円増) (要介護4、5)75,000円 108,000円(33,000円増)
21	健康福祉局	高齢福祉課	業バ家 人 受介 講護 支者 援へ 事ル	対象者：町内に居住し、かつ、各年度において、訪問介護員養成研修2級課程を修了した者で、家族として高齢者を現に介護しているか又は介護していた者 支給金額：同養成研修の受講料の1/2以内(上限30,000円)に相当する額	実施していない	当面は美原町制度を存続する。それ以降のあり方については新市において調整する。	H19年度に、財政状況、助成金交付の効果等を踏まえ検討を行うとなっていたが、実績はH19年度は0件、H20年度は3件と推移しており、効果的な事業とは言えず、当初の予定どおり、平成21年度末で廃止する。
22	健康福祉局	障害福祉課	金障 交害 付者 等 住 宅 改 造 費 助 成 事 業 補 助	日常生活に支障のある在宅の身体障害者に対し、日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し生活の利便性を図るため、住宅改造に係る経費を80万円を限度に助成する。 対象者は、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって障害程度3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上の者)。 所得税額140,000円以下の世帯 (限度額) 生活保護、市民税非課税世帯 1/1 所得税額80,000円以下 2/3 所得税額80,001円～140,000円 1/2 所得税額140,001円以上 対象外	日常生活に支障のある在宅の身体障害者に対し、日常生活の基礎となる住宅の改善を促進し生活の利便性を図るため、住宅改造に係る経費を30万円を限度に助成する。 (限度額) 生活保護 助成対象経費の 3/3 市民税非課税世帯 助成対象経費の 2/3 市民税課税世帯 助成対象経費の 1/3	当面は、それぞれの制度を存続するが、それ以降のあり方については新市において再編する。	旧美原制度は所得税が140,001円以上の世帯は対象外であるが、堺制度では所得制限はなく課税状況によって助成率を変更しているため補助対象が広がっている。したがって、取扱いを統一するまでの間(平成22年3月31日までを限度とする)は、旧美原町の例による という当初の予定どおり、平成21年度末で堺市制度に統合する。

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
23	健康福祉局	保険年金管理課	付喪障及び害者障医療者助成療対象者成の証資格取得	医療機関での自己負担金の一部を助成 (食事療養費の助成あり)	医療機関での自己負担金の一部を助成 (食事療養費の助成なし)	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	助成の期限については、「5年以内に新市において調整する。」とした合併協議の調整方針の限度である平成22年3月までとする。 障害者医療費助成制度は、府の制度として始まり、府補助金を財源として実施しておりますが、食事療養費については、補助対象となっており、旧堺市域では実施していません。また、低所得者については保険制度として、食事療養費を減額できる制度があり、一定の負担軽減措置が講じられていることなどから、平成22年4月で旧堺市域の制度に統一する。 医療証の更新と併せて、全対象者に個別通知を行うと併に、窓口で食事療養費の申請に来られた対象者にも、チラシを配布するなど、助成できる期間は平成22年3月までである旨の周知に努め、きめ細かな対応を行っている。(医療証更新時期：h20.11、h21.8、h21.11予定)
24	健康福祉局	保険年金管理課	医のひ療資と費格り助得親成証及庭のび医交ひ療付と助り成親対象家庭者	医療機関での自己負担金の一部を助成 (食事療養費の助成あり)	医療機関での自己負担金の一部を助成 (食事療養費の助成なし)	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。	助成の期限については、「5年以内に新市において調整する。」とした合併協議の調整方針の限度である平成22年3月までとする。 ひとり親家庭医療費助成制度は、府の制度として始まり、府補助金を財源として実施しておりますが、食事療養費については、補助対象となっており、旧堺市域では実施していません。また、低所得者については保険制度として、食事療養費を減額できる制度があり、一定の負担軽減措置が講じられていることなどから、平成22年4月で旧堺市域の制度に統一する。 医療証の更新と併せて、全対象者に個別通知を行うと併に、窓口で食事療養費の申請に来られた対象者にも、チラシを配布するなど、助成できる期間は平成22年3月までである旨の周知に努め、きめ細かな対応を行っている。(医療証更新時期：h20.11、h21.8、h21.11予定)
25	健康福祉局	保険年金管理課	交得乳付喪幼及児び医乳療幼助児成医対療対象者成の証資格	医療機関での自己負担金の一部を助成 (所得制限なし)	医療機関での自己負担金の一部を助成 (所得制限あり)	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。	現在、乳幼児医療費助成制度は、所得制限について調整を要するが、平成17年2月の合併時、同制度の対象は、旧美原町域で小学校就学前まで、旧堺市域では3歳児までであり、概ね3年齢の差があった。 合併後、旧堺市域において、乳幼児の健康の保持増進と子育て世代に対する支援の一層の推進を図るため、同制度の対象年齢を、平成17年7月に4歳児まで、平成18年7月には5歳児と小学校就学前までの6歳児に拡充し、ある意味ソフトランディングを図ってきたところであり、合併協議の調整方針どおり5年以内を目途に、平成22年4月で旧堺市域制度に統一する。 所得制限の内容：児童手当特例給付基準に準拠(配偶者と子ども2人の3人扶養の場合、保護者の所得646万円未満、収入ベースで約860万円までの方が助成対象となる。平成21年8月末現在美原区対象者数2,236人中70人(約3%)が対象外)
26	子ども青少年局	子ども育成課	業乳・幼児歯素科塗布疾患予防事業	1歳6か月児健診でのハイリスク者だけでなく、 2歳児全員に、「子どもの歯の相談室」への受診案内を個別通知し、希望者にフッ素塗布を行なっている	1歳6か月児健診でのハイリスク者に対し、 「子どもの歯の相談室」への受診案内を個別通知し、ハイリスク者のみ希望者にフッ素塗布を行なっている。	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降については新市において調整する。	・1歳6か月児健診におけるハイリスク者に「子どもの歯相談室」の受診案内を行う。(相談希望者には希望時に、ハイリスク児には効果的な時期に、より多く受診していただけることが重要であると考えため、引き続き「子どもの歯相談室」の周知広報に努める。)。 ・フッ素塗布については、1歳6か月以上4歳未満に1回の塗布に加え、1歳6か月児健診でのハイリスク者に対しては2歳フォロー時に希望者に行う。(堺市では、生活リズムの確立、口腔ケアに加え、う触予防の一つの手段として、H15年度よりフッ素塗布事業を実施している。保健センターにおけるフッ素塗布事業は、あくまでも啓発の位置付けであり、その後は定期歯科検診、フッ素の継続塗布を含め、かかりつけ歯科医への受診啓発を行っていく。)(現在、南河内歯科医師会と協議中)

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)															
	局	課																				
27	子ども青少年局	保育課	保育所入所事務(保育料)	<p>保育所入所については、保育に欠ける程度を審査のうえ、入所及び保育料の決定をし、保護者あて通知を行う。</p> <p>(年度当初入所受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年の11月に申込み受付 12～1月に調査・審査 2月中旬に結果通知 <p>(年度途中の入所受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> 随時(他市児童の入所) 他市からの委託を受け、可能であれば受託する <p>保育所費用徴収基準額(保育料)別紙のとおり</p>	<p>各区役所地域福祉課において保育所への入所申込を受付、調査の上、堺市保育所入所審査基準等に基づき入所の可否の決定を行う。</p> <p>(年度当初入所受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年11月に申込受付 12～1月に実態調査・審査 2月中旬に入所可否の通知書を発送 <p>(年度途中の新規入所申込)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通年行っており、希望保育所に欠員が生じた場合、その年齢の待機児の実態調査を行った上、随時入所承諾を行う。 広域入所：保護者の状況により他市の保育所への入所(委託)、又他市から市内保育所への入所(受託)も行う。 <p>保育所費用徴収基準額(保育料)別紙のとおり</p>	<p>申し込み受付から入所決定の事務については堺市の例に合わせる。</p> <p>保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。</p>	<p>平成22年度以降の新入所児童については、制度統一を図るため、堺市の基準額表を適用する。</p> <p>ただし、平成21年度末の在園児については、旧美原町の基準額表を卒園まで継続して適用し、制度統一による保育料額の変更を緩和する。</p> <p>(なお、制度統一によって保育料が増額となる世帯と減額となる世帯ができるが、各世帯の保育料は所得による応分負担となっており、大幅な負担増減となることはないとする)</p>															
28	子ども青少年局	子ども家庭課	遺児年金支給事務	<p>旧美原町の区域内に住所を有する者で、父母等を亡くした児童の健全な育成と福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の最初の3月末までの間支給</p> <p>父母のない遺児 @年額20,000円 父母のいずれかがない遺児 @年額10,000円</p>	<p>交通事故により父母等を失った児童の福祉の増進を図るため、15歳に達した日からその日以後における最初の3月末までの間支給</p> <p>交通遺児1人 @月額7,000円</p>	<p>交通遺児手当基金事業は継続する。</p> <p>遺児年金支給事務は、合併後5年間を限度として継続する。</p>	<p>合併後5年間が終了することを踏まえ、当該事業は平成21年度末で廃止し、堺市の制度である交通遺児手当基金事業へ統合する。</p> <p>なお、合併時から、旧美原町の交通遺児を対象にして、堺市の制度の交通遺児手当基金事業の手当を支給している。</p>															
29	子ども青少年局	保育課	延長保育事業	<p>保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長を行う</p> <p>朝 7:00～7:30 無料</p> <p>夕 18:30～19:00 日額100円</p> <p>ただし、A・B階層世帯は 無料</p>	<p>保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長を行う</p> <p>朝 なし</p> <p>夕 18:30～19:00 日額500円</p> <p>ただし、A・B階層世帯は日額200円</p> <p>夕 18:30～20:00 日額1200円</p> <p>ただし、A・B階層世帯は日額300円</p>	<p>堺市の例に合わせる。</p>	<p>延長保育は事業の性質から、特定の児童が利用するものであること、美原区域以外の市民との公平性を著しく欠くことから、受益者負担の観点から応分の負担を求めるべきと考える。</p> <p>ただし、朝7時からの保育時間については、美原区域の地域性や利便性の観点等から、当面の間、これを継続する(利用料有)。</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(現行)</td> <td>(改正後)</td> </tr> <tr> <td>7:00～7:30</td> <td>無料</td> <td>500円(ただし、月極は5,000円/月)</td> </tr> <tr> <td>18:30～19:00</td> <td>100円</td> <td>A・B階層世帯は日額200円(ただし、月極は2,000円/月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>500円(ただし、月極は5,000円/月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A・B階層世帯は日額200円(ただし、月極は2,000円/月)</td> </tr> </table>		(現行)	(改正後)	7:00～7:30	無料	500円(ただし、月極は5,000円/月)	18:30～19:00	100円	A・B階層世帯は日額200円(ただし、月極は2,000円/月)			500円(ただし、月極は5,000円/月)			A・B階層世帯は日額200円(ただし、月極は2,000円/月)
	(現行)	(改正後)																				
7:00～7:30	無料	500円(ただし、月極は5,000円/月)																				
18:30～19:00	100円	A・B階層世帯は日額200円(ただし、月極は2,000円/月)																				
		500円(ただし、月極は5,000円/月)																				
		A・B階層世帯は日額200円(ただし、月極は2,000円/月)																				
30	子ども青少年局	保育施策推進室	(私立)旧立私立幼稚園幼稚園児補助金(補助金)	<p>交付対象年齢 3・4・5歳</p> <p>交付金額 年額 20,000円</p>	<p>交付対象年齢 4・5歳</p> <p>交付金額 年額 31,200円</p>	<p>当分の間、美原町制度を存続し調整する。</p>	<p>美原区の私立幼稚園幼児補助金は、みはら大地幼稚園に定員超過のため入園できなかった園児が私立幼稚園に入園するため、保護者の保育料負担の軽減を目的として実施しているが、下記の理由から平成22年度より堺市制度に統一する。</p> <ul style="list-style-type: none"> みはら大地幼稚園へ入園を希望する3歳児が減少し、入園できない園児数もわずかとなっていること(平成21年度 4名) みはら大地幼稚園へ入園できなかった園児で私立幼稚園へ入園する園児が少ないこと 3歳児については大阪府が保育料軽減を実施していること(年額23,000円) 補助金の総額は、堺市基準の方が高いこと(3年間で、2,400円高) 私立幼稚園児の保護者負担軽減措置として、国基準の就園奨励費補助金を実施しているが、補助単価が大幅に増額していること <table border="0"> <tr> <td></td> <td>美原町制度</td> <td>堺市制度</td> </tr> <tr> <td>(補助対象)</td> <td>3・4・5歳</td> <td>4・5歳</td> </tr> <tr> <td>(補助額)</td> <td>3年間 60,000円</td> <td>2年間 62,400円(2,400円高)</td> </tr> </table>		美原町制度	堺市制度	(補助対象)	3・4・5歳	4・5歳	(補助額)	3年間 60,000円	2年間 62,400円(2,400円高)						
	美原町制度	堺市制度																				
(補助対象)	3・4・5歳	4・5歳																				
(補助額)	3年間 60,000円	2年間 62,400円(2,400円高)																				
31	産業振興局	農業土木課	農業生産基盤整備	<p>美原区域の水利組合等農業団体が実施する土地改良事業(農業用施設の新設・改良)に対して補助金を交付する</p>	<p>土地改良施設(ため池・水路等農業用施設)の新設・改良を市が事業主体として実施するもの</p>	<p>類似事業であるが、堺市制度は受益者負担制度による市施行であり、美原町は施行団体への補助金制度である。堺市制度は存続。美原町制度は美原町域については存続。合併後5年をめどに両制度のあり方を見なおす。</p>	<p>平成22年度中に新制度に再編する。受益者負担制度による市施行を基本としつつ、重要な構造物を除く(軽微な工事については補助制度を併用し)地元の選択制とする、新制度を全市に適用する。</p> <p>「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、工事の監督・検査及び施工状況の確認等、より一層の円滑な工事施工管理の推進並びに品質等の確保に努める。</p>															
32	産業振興局	農業土木課	連美原会町補助金組合	<p>美原区域内のため池や用水路等を管理する水利組合等の代表者をもって組織する水利組合連合会に対し補助金を交付する</p>	<p>実施していない</p>	<p>美原町独自の制度であり、美原町域を対象に制度存続。合併後5年をめどに制度を見なおす。</p>	<p>制度を廃止する。</p> <p>農業用施設の役割、機能の拡大に伴い、「安全、安心、環境」に資する地域貢献活動への支援を行い、全市に適用する。</p>															

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
33	産業振興局	農水産課	生産調整推進対策事業補助金	生産調整推進対策の円滑な事業運営を図るため、転作を積極的に行った農家の所属する実行組合及び実行組合連合会に対し補助金を交付する。	旧堺市区域においては、JA堺市が事業運営機能を果たしている。 (美原区域においては、JA大阪南が事業運営に携わっており、実行組合及び実行組合連合会が機能を果たしている。) 委員の意見により下記のとおり修正 旧堺市区域においては、JA堺市が中心となって生産調整事業を進めている。 (美原区域においては、実行組合及び実行組合連合会がJA大阪南と連携して事業を進めており、水田営農計画書の配布・回収作業、現地確認への協力、所属農家への連絡調整等、事業実施において重要な役割を果たしている。)	平成16年度から両制度を変更する予定であり、新制度に再編する。	旧堺市では同様の補助事業がないこと、及び合併後5年の経過措置期間が終了することを踏まえ、本事業は平成21年度限りで廃止する。 ただし、代替措置として平成22年度以降は、堺市美原地域水田農業推進協議会から実行組合等への報償金を検討中である。生産調整の推進については、将来的に一市JAの方向で調整すべきであり、当面実行組合等への報償により、事業運営の円滑化を図るものである。
34	建築都市局	交通計画課	行公業共務施設循環バス運	一般貸切旅客運送事業 運行開始日：平成12年10月2日 運行日：月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く) 運行ルート：4ルート(東西南北) 運行便数：5便/日 運賃：無料	一般乗合旅客運送事業 運行開始日：平成12年10月2日 運行日：週3日(月水金、火木土、月木土、火水金) 運行ルート：14ルート(堺中東西北各2コース、南区4コース) 運行便数：4～5便/日 運賃：大人100円、小人50円	当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。	市域全体での公共交通利用促進について検討中であり、ふれあいバス及び美原ふれあい号については、次年度も継続の予定である。
35	教育委員会事務局	学務課	美原奨学金・奨学基金	奨学金の額及び交付方法 年額 3万6千円(平成20年度までは年額4万円)、 年2回に分けて支給(8・11月) 認定基準 世帯の所得が生活保護基準の1.2倍以内 採用予定人員制限なし	奨学金の額及び交付方法 月額 3千円(年3万6千円)、 年2回に分けて支給(8・11月) 認定基準 世帯の所得が生活保護基準の1.2倍以内 採用予定人員の制限あり 実質運用では採用予定人員(720名)があるため、生活保護基準の1.0倍以内(所得ゼロ)になっている。	堺市制度で実施。	一市二制度で運用していたが、平成21年度から堺市制度へ統一予定であった。 しかし、景気の著しい後退、雇用情勢の悪化などの社会情勢を踏まえて、堺市美原基金の残金を活用して美原奨学金の制度維持ができるよう、堺市奨学条例施行規則の定める経過措置の期限を平成22年1月31日まで延長するとともに、給付金額については堺市の水準(3万6千円)で実施。(平成21年度堺市美原基金の残額はゼロとなった) 堺市奨学金制度については、毎年「広報さかい」4月号にて、美原区を含む全市民に周知している。 平成22年度以降については、堺市制度で実施する予定であり、このことは「堺市美原奨学金交付対象者の選考結果について(通知)」により、採用者にお知らせしている。
36	教育委員会事務局	学務課	公立幼稚園就園奨励費補助金	3、4、5歳児の園児の保護者に対し保育料の補助金を交付する。 対象：市町村民税所得割が非課税又は生活保護世帯 補助額(平成21年度) 第1子：20,000円 第2子：49,000円又は26,000円(小学1～3年生の兄弟がいる場合) 第3子：77,000円又は32,000円(小学1～3年生の兄弟がいる場合)	市立幼稚園における4、5歳児の保護者に対して、保育料・入園料を減免又は免除をする。 対象 ・生活保護法第6条第1号に規定する要保護者 ・児童扶養手当の支給を受けている者 ・長期疾病、生業不振又は失業のため学資の支弁が困難な者 ・天災その他不慮の災害のため学資の支弁が困難な者 ・市民税所得割が非課税の者 ・児童福祉法に基づく施設入所者 減免額 ・申請日の属する月に徴収すべき入園料、保育料からその年度に徴収する保育料 *補助金の交付は行っていない。	当分の間、美原町制度を存続し調整する。	保護者負担の軽減に関しては、美原区は保護者に対する補助金支給方式で、旧堺市では減免方式で行っている。美原区の補助金(公立幼稚園就園奨励費補助金)の対象は市民税所得割が非課税又は生活保護世帯であった。しかし、旧堺市の減免対象はそれに加えて長期疾病者等をも対象としている。保護者への補助金支給方式から減免方式(堺市制度)に改める。実施は平成22年度からとする。
37	教育委員会事務局	学務課	公立幼稚園保育料	3、4、5歳児 3年保育 入園料 無 保育料 3歳児 年額 96,000円 4歳児 年額 84,000円 5歳児 年額 78,000円	4、5歳児 2年保育 入園料 10,000円 保育料 4、5歳児 年額 120,000円	当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。	平成22年度を周知期間とし、激変緩和のため平成23・24年の2ヶ年をかけ段階的に改定する。

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
38	教育委員会事務局	放課後子ども支援課	営放課後児童健全育成児童会運	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の放課後等における生活の場として文化、体育、レクリエーション、学習活動を行い、児童の自主性、社会性、創造性を養うことを目的に開設。 料金：4,000円/月(おやつ代含む) 減免制度なし	放課後等における児童の健全育成と子育て支援を図るため、小学校の余裕教室を活用して、1～6年生の児童を対象に放課後等における児童一人ひとりの安全確保を図り、主に集団による遊びやスポーツ活動等を行い、自主性・社会性・協調性を養うことを目的に開設。 料金：8,000円/月、おやつ代2,000円/月 減免制度あり	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。	事業を統合するにあたり、各学校の状況に合わせた実施場所の学校内への移設など、平成24年度完成に向けた具体的なスケジュールを策定し、保護者利用料金やおやつ代、開設日、開設時間、減免制度の導入など平成25年度を目途に堺市放課後児童対策事業へ統一を図る。
39	教育委員会事務局	保健給食課	心臓検診	対象者：5歳児、小学校1・4年生、中学校1年生 検査内容：一次検査(4誘導心電図)、二次検査(12誘導心電図、聴打診) 一次及び二次検査、その判読は契約業者が行なう。	対象者：小学校1年生、中学校1年生 検査内容：一次検査(12誘導心電図)、二次検査(聴打診) 心電図を取るの契約業者、その判読及び、二次検査は心臓担当医(各学校に委嘱)が行なう。 二次検診対象者の抽出や管理方針の決定は医師会に委託。	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。	旧堺市の心臓検診は心臓検診担当医を配置し、独自心検システムにて実施している。医師会や学校等の関係機関と心臓検診のあり方について検討し、統一する方向で調整する。
40	教育委員会事務局	保健給食課	腎臓検診	尿検査、分析、判定は契約業者が行う。検査回数は年2回実施。	尿検査、分析は契約業者が行う。参考管理区分の判定は、腎臓担当医(各学校に委嘱)が行なう。検査回数は年1回実施。	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。	旧堺市の腎臓検診は腎臓担当医を配置し、独自腎検システムにて実施している。医師会や学校等の関係機関と腎臓検診のあり方について検討し、統一する方向で調整する。
41	教育委員会事務局	保健給食課	園児の健康管理業務	腎臓検診：全幼児に対し年2回実施 心臓検診：5歳児実施 眼科検診・耳鼻科検診：各担当医を派遣し、幼稚園で検診を実施	内科健診の中で、園医が総合的に健診を実施。	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。	美原区の幼稚園と旧堺市の幼稚園の健診の違いについては、医師会や幼稚園等の関係機関と統一する方向で調整を図る。
42	教育委員会事務局	保健給食課	歯科検診	学校規模に応じ、各学校園の学校歯科医は応援歯科医と協力し健診を一日で行う。健診の歯科医は、おおよそ児童生徒100人に1名程度の割合となるよう、応援歯科医を非常勤職員発令し派遣している。歯科校医は児童生徒等601人以上の場合2名配置 歯科検診時の記録者を市より派遣	学校規模に応じ、1～6日程度の健診日程を設け、各学校園の歯科校医が全員の健診を行う。歯科校医は児童生徒等601人以上の場合2名配置。 歯科検診時の記録は教職員が実施。	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。	旧堺市においては堺市歯科医師会、美原区においては南河内歯科医師会が健診を担当しているため、それぞれの歯科医師会や学校等の関係機関と歯科健診のあり方について調整を図る。
43	上下水道局	下水道整備課	布私道事業の公共下水道	地権者の布設同意を得たうえで町が下水道管渠を設置する。	私道に隣接する利用者(汚水ます設置希望者)から工事費の一部(私道公共負担金)を徴収し、市が私道に公共下水道を設置し、管理する。	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に新市で調整する。	新市として、今年度末を目処に新たな私道公共下水道布設制度の制定について検討する。それに伴い、私道排水設備工事補助金制度の適用についても調整を図る。

Code	所管		事業名	美原区	美原区以外(旧堺市)	合併協議の結果	統合の方向性及びその考え方(試案)
	局	課					
44	上下水道局	経営企画課	下水道使用料	<p>公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料の額は、毎使用月において使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じる。使用期間1月につき、下記により算定した額に100分の105乗じて得た額とする。</p> <p>(合併時) (現行)</p> <p>一般汚水 基本料金 8 m³以下 495円 600円 公衆浴場 1 m³につき 17円 17円 超過料金 (1 m³につき) 9m³ ~ 20m³ 77円 100円 21m³ ~ 30m³ 88円 115円 31m³ ~ 50m³ 99円 130円 51m³ ~ 70m³ 115円 150円 71m³ ~ 100m³ 137円 175円 101m³ ~ 500m³ 165円 205円</p> <p>(例:1ヶ月) 5m³ 630円 10m³ 840円 15m³ 1,365円 20m³ 1,890円 (標準家庭) 25m³ 2,493円 30m³ 3,097円 50m³ 5,827円</p>	<p>公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。使用料は、使用者が排除した汚水の量に応じ、使用期間1月につき、下記により算定した額に100分の105乗じて得た額とする。</p> <p>(合併時) (現行)</p> <p>一般汚水 基本使用料 580円 715円 浴場汚水 1 m³につき 22円 22円 (1 m³につき) 1m³ ~ 10m³ 45円 50円 11m³ ~ 20m³ 120円 140円 21m³ ~ 30m³ 170円 200円 31m³ ~ 50m³ 175円 210円 51m³ ~ 100m³ 235円 270円 101m³ ~ 500m³ 295円 335円 501m³ ~ 1000m³ 325円 360円 1001m³以上 355円 395円</p> <p>(例:1ヶ月) 5m³ 1,013円 10m³ 1,275円 15m³ 2,010円 20m³ 2,745円 (標準家庭) 25m³ 3,795円 30m³ 4,845円 50m³ 9,255円</p>	堺市制度に統一する。当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。	美原区の一般家庭での引き上げが50%程度に及び、お客さまの負担が急激に増加するため、一定の経過措置を検討する。
45	上下水道局	経営企画課	水道料金	<p>用途別・逓増制従量料金制度 ・基本料金：基本水量を8m³付加して、8m³/月まで800円/月に設定している。</p> <p>・従量料金：基本水量を超えた水量について、7つの使用区分を設け、135円~330円/m³の単価を設定している。</p> <p>・用途別：一般用、湯屋用、臨時用、大口用を設定している。</p>	<p>口径別2部制料金(基本料金・逓増制従量料金) ・基本料金：口径別基本料金を徴収している。ただし、家事用については、口径に係わりなく20mm以下として、650円/月を基本料金としている。また、基本水量は付加していない。</p> <p>・従量料金：8つの使用区分を設け、50円~355円/m³の単価を設定している。</p> <p>用途別：採用していない。 ・公衆浴場用料金：従量料金、3段階の逓増制(美原町の湯屋用に該当) ・福祉減免制度はなし。ただし、福祉施設(限定)料金制度を実施している。(当該施設に居住する人員に6m³を乗じて得た水量までは、125円を乗じて得た額とし、それを超える場合は、超える水量に上記従量料金を適用して得た額と合算する。)</p>	堺市制度に統一する。当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。	平成22年度中に堺市制度に統一する。ただし、料金体系の相違(堺市:口径別、旧美原町:用途別)により、値上率が大きくなるお客さまについては対応を検討する。

平成20年度 国・堺市・美原町 保育所保育料徴収基準額表比較

合併協議会での調整方針 保育料については、当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。

・徴収基準額(右表参照)

	階層数
国	7階層 (別掲で母子世帯有)
堺市	12階層
美原町	13階層

・多子減免の取り扱い(徴収割合)

	最も保育料額が低い児童	次に保育料額が低い児童	その他の児童
国	100%	50%	10%
堺市・美原町	100%	50%	0%

・世帯あたり減免の取り扱い

	所得税額	保育料世帯合算額	限度額
美原町	202,500円未満	58,000円未満	全額
		58,000円以上	58,000円
	202,500円以上	63,000円未満	全額
		63,000円以上	63,000円
国・堺市	減免制度なし		

国					堺市					美原町				
階層	税区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	税区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層	税区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0	Am	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	0
	(別掲)市町村民税非課税母子世帯等	0	0	0		B1	市町村民税非課税母子世帯等	0	0		0	Bm	市町村民税非課税世帯	0
第2	市町村民税非課税一般世帯	9,000	6,000	6,000	B2	市町村民税非課税一般世帯	5,000	3,000	3,000				0	0
	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	16,500	C1	市町村民税均等割の額のみ世帯	10,000	8,000	8,000	C1m	市町村民税均等割の額のみ世帯	8,600	5,800	5,800
第3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	16,500	C2	市町村民税所得割の額のある世帯	12,000	10,000	10,000	C2m	市町村民税所得割の額のある世帯	11,200	8,400	8,400
					第4	所得税額 40,000円未満	30,000	27,000	27,000	D1	所得税額 19,000円未満	17,000	15,000	15,000
D2	所得税額 50,000円未満	25,000	23,000	23,000						D2m	所得税額 19,000円未満	18,800	16,100	16,100
第5	所得税額 103,000円未満	44,500	38,800	32,070	D3	所得税額 75,000円未満	30,000	27,000	25,000	D3m	所得税額 40,000円未満	22,400	21,200	21,200
					D4	所得税額 153,000円未満	40,000	30,000	28,000	D4m	所得税額 57,000円未満	29,300	27,800	23,600
第6	所得税額 413,000円未満	61,000	38,800	32,070	D5	所得税額 403,000円未満	45,000	30,000	28,000	D5m	所得税額 75,000円未満	34,700	29,300	24,700
					D6	所得税額 540,000円未満	54,000	30,000	28,000	D6m	所得税額 103,000円未満	42,300	29,300	24,700
第7	所得税額 413,000円以上	80,000	38,800	32,070	D7	所得税額 540,000円以上	56,000	30,000	28,000	D7m	所得税額 165,000円未満	47,400	29,300	26,600
					D9m	所得税額 203,000円以上	57,100	31,600	26,600					

(注) 国基準 10 / 100地域・定員120名・所長設置を適片

(対国基準 69.2%)

(対国基準 69.9%)